

「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に関するコメント

平成 23 年 4 月 25 日
有限責任 あずさ監査法人 品質管理部

平成 23 年 2 月 25 日付で公表されました「金融商品会計基準（金融負債の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」について、あずさ監査法人の品質管理部にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

（質問 1）複合商品の主契約（第 7 項及び第 52 項）

第 7 項では、デリバティブが組み込まれている複合商品について、その主契約が金融負債に該当するものだけでなく、金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものすべてを会計基準（案）の対象としています。このため、複合商品の主契約が非金融商品である場合も、本会計基準（案）に従って、区分処理の要否を判断することとしています。このように主契約が金融負債以外のものを会計基準（案）の対象とすることについて、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

（質問 1）に対するコメント

1. 組込デリバティブの会計処理については、IFRS 第 9 号での取扱いのように、組込対象（主契約）が金融商品なのか、リース契約や保険契約等の非金融商品なのか、によって取扱いを変える必要はないと思われるが、一方で、こうした主契約が非金融商品であるものを、今回検討している会計基準の対象とした場合の実務上の影響が、本検討状況の整理では明確にされていない。例えば、非金融商品の購入に関する契約等で外貨により決裁される場合について、我が国の会計基準では IFRS のような機能通貨の取扱いは強制されていないが、今回の会計基準の検討の結果、実務上の取扱いが変更される可能性があるのかどうかは明らかではない。
2. IFRS 第 9 号の取扱いとの整合性からは本検討状況の整理第 7 項及び第 52 項の方向性が適切と考えられるが、対象の範囲を拡大する以上、実務にどのような影響があるのかについて、論点を十分に明らかにした上で取扱いを定める必要があると考える。

（質問 2）公正価値オプションの適用（第 12 項及び第 16 項参照）

第 12 項では、同項(1)又は(2)のいずれかの要件に該当する場合、金融負債を公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして当初認識時に指定すること（公正価値オプション）が認められています。また、第 16 項では、同項(1)又は(2)のいずれかに該当する場合を除き、一定の複合商品に対して公正価値オプションを適用することが認められています。このように公正価値オプションの適用を認めること及びその要件について、適切と考えますか。適切と考える場合、それはなぜですか。

（質問 2）に対するコメント

1. 公正価値オプションの適用の結果、ヘッジ会計の適用要件を満たさない場合であっても、本検討状況の整理第 12 項(1)の「会計上のミスマッチ」を解消することが可能となる選択肢が設けられることは、財務諸表の有用性を改善する可能性があると考えられる。この取扱いには、本検討状況の整理第 49 項に記載のように、本来

の分類モデルと異なる測定が財務諸表作成者の意図に基づいて恣意的に選択される懸念はあるものの、この懸念については、公正価値オプションの適用に合理的な要件を設けることで解消され则认为られる。このため、一定の要件を満たす場合に限って指定を認めること、及び当初認識時に指定した場合にその後の取消しを認めないことを前提として公正価値オプションを認めることに賛成する。

2. ただし、公正価値オプションはあくまで本来の測定方法の例外的な扱いであることから、財務諸表利用者が、会社の会計処理の選択について適切に理解するためには、当該金融負債について、なぜ公正価値オプションを適用することが会計上のミスマッチの解消に資すると判断されたのか等の説明が必要と考える。このため、公正価値オプションを適用した金融負債については、公正価値オプションを適用した理由等の開示を求めることを検討する必要があると考える。
3. また、2010年12月9日にIASBが公表した公開草案「ヘッジ会計」では、ヘッジ手段の再測定から生じる損益とヘッジ対象から生じるヘッジ損益はそれぞれその他の包括利益に計上する（ヘッジの非有効部分は、その他の包括利益から当期純損益に振り替える。）という提案がなされている。この取扱いは、現在、公開草案の段階ではあるが、公正価値オプションが、ヘッジ会計の適用要件を満たさない場合であっても、「会計上のミスマッチ」を解消することを可能にする取扱いとして検討されていることから、今後、両者の取扱いの整合性についても整理をする必要があると认为られる。

（質問3）複合商品の区分処理（第13項から第18項参照）

第13項及び第14項において、複合商品について、組込デリバティブの経済的性格及びリスクが主契約の経済的性格及びリスクと密接に関連しているか否か等の規程により、区分処理の要否を判断することとしています。他方、第17項において、複合商品について、管理上、組込デリバティブを区分している場合、この点について特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案（【案1】）、及び、区分処理の要件を満たさない場合でも、組込デリバティブの区分処理を認める案（【案2】）の2つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

（質問3）に対するコメント

1. 本検討状況の【案2】（区分処理の要件を満たさない場合でも、組込デリバティブの区分処理を認める案）は、我が国の企業会計基準適用指針第12号の取扱いを引き続き認めることとする取扱いであり、実務に配慮した取扱いであるように思われる。しかし、財務諸表の企業間の比較可能性の観点からは、【案1】（特段の定めを設けず複合商品について一体として処理する案）の方が適切な取扱いと认为られる。また、我が国の金融商品の会計基準とIFRS第9号とのコンバージェンスの観点からも、管理上、組込デリバティブを区分している場合についての特段の定めを設けないとする案（【案1】）の方が適当と认为られる。
2. このため、実務への影響は慎重に考慮すべきと考えるが、方向性としては、【案1】を採用する方向で検討する方が望ましいように思われる。

（質問4）金融負債に関するその他の包括利益累計額のリサイクリング（第24項参照）

第24項では、(1)第12項により公正価値オプションが適用された金融負債、(2)第16項により公正価値オプションが適用された複合金融商品、(3)第18項により公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された複合商品に関して、金融負債の満期前に負債の消滅が認識された場合でも、その他の包括利益累計額に認識された金額を純損益に認識しない（リサイクリングを禁止する）案（【案A】）と純損益に認識

する（リサイクリングを要求する）案（【案B】）の2つの考え方を掲げています。これらの案について、いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

（質問4）に対するコメント

1. 本検討状況の整理第77項に記載されているように、OCI オプションにおけるリサイクリングの禁止はコンバージェンス上の重要な問題の1つであると考えられる。本検討状況の整理では、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（平成22年8月16日公表）と同様、IFRS第9号と同じ取扱いである【案A】の考え方と、OCIに認識された金額の取扱いについては、我が国の純損益に対する基本的な考え方を踏襲し、リサイクリングを行う【案B】の考え方が示されている。
2. しかし、「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に対してもコメントしたところであるが、リサイクリングを行うかどうかについては、概念フレームワークのレベルで考え方をまずは定めるべきであり、個別基準たる金融商品会計基準で定める問題ではないと思われる。

（質問5）適用指針（案）の改善の方向性（A22項参照）

適用指針（案）は、概ね、IFRS第9号の適用指針を基礎として作成されていますが、これについて、追加的な指針の必要性を含め、改善が必要な点がありますか。

（質問5）に対するコメント

1. 我が国の実務に照らして、より具体的な判断指針を示して頂きたいと考える。例えば、公正価値オプションの導入には賛成するという点は（質問2）に対してコメントしたとおりであるが、この取扱いについて、本検討状況の整理A4項で示されている「会計上のミスマッチを発生又は拡大させる複数の金融資産及び金融負債の一部のみに公正価値オプションを適用することは、それが会計上のミスマッチが取り除かれるか大幅に削減されることにならない場合、認められていない。」とする取扱いや、「類似の金融資産又は金融負債が数多く存在し、その一部に公正価値オプションを適用することによって会計上のミスマッチが大きく減少する場合、こうした公正価値オプションの適用は認められる。」とする取扱いなどについては、財務諸表の企業間の比較可能性の観点から、より具体的な判断指針を示すことが適当と考える。
2. また、本検討状況の整理では、IFRS第9号の取扱いと同様、公正価値で測定し評価差額を純損益に認識するものとして指定された金融負債について、公正価値で測定した上で、公正価値の変動額のうち、当該負債の信用リスクの変動に起因する金額は、その他の包括利益に表示することとし、それ以外の金額を純損益に表示している（第22項）。この取扱いは、IASBのIFRS第9号の検討に際して問題が指摘された「負債のパラドックス」の問題に対応する取扱いであり、適当と考えるが、この場合の「負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額」を区分する方法についても、本検討状況の整理A19項の内容に加えて、より具体的な設例等を示すことを検討して頂きたい。

その他の事項に対するコメント

（負債性金融商品の範囲について（「払込資本を増加させる可能性のある契約」））

1. 本検討状況の整理第7項では、会計基準（案）の適用範囲として、「デリバティブが組み込まれている複合商品については、主契約が金融資産に該当しないもののうち、払込資本を増加させる可能性のある部分を含まないものを対象とする。」としているが、資本と負債の分類に我が国の会計基準とIFRSとでは差異があるため、

本来この点についても合わせて検討する必要がある。資本と負債の分類について今回の会計基準とは別に検討する場合には、会計基準の開発後も取扱いに差異が生じる契約として、どのような契約が想定されるのかという点や、この差異が会計基準間の負債と資本の分類の取扱いの違いとして整理できる差異なのかという点について、検討する必要があると考えられる。また、資本と負債の分類を別途検討する理由を明記すべきである。

3. 我が国の会計基準では、払込資本を増加させる可能性のある契約について個別の企業会計基準適用指針と実務対応報告が定められているが、IFRS では、まず資本と負債の分類を IAS 第 32 号に基づき行い、資本に分類されない場合や資本に分類されない構成要素については IFRS 第 9 号を適用することになっている。払込資本を増加させる可能性のある契約を IFRS と同様に扱うべきかどうかについても検討する必要があると考える。

（「金融保証契約」について）

1. 金融保証契約の取扱いについて、本検討状況の整理では、「負債商品の約定条件どおりに債務者が支払を行わないことによって保証契約の保有者が損失を被る場合、保証契約の発行者に当該契約の保有者に対する一定金額の補填を求める契約」（第 8 項(2)）とされ、その取扱いについては、企業会計原則注解「注 18 引当金について」による金額、又は、前受収益として繰り延べられるべき残高のいずれか高い金額によって測定する（第 21 項(2)）とされている。
2. しかし、この「金融保証契約」として想定されている保証契約の内容や範囲が明確でないため、本検討状況の整理で提案されている取扱いが適当なのかどうかという点や、現行の実務の取扱いに影響があるのかどうかという点について判断することができない。また、IFRS 第 9 号が、「金融保証契約」も金融負債として当初認識時には公正価値により測定することとしながら、当初認識後においては、公正価値ではなく、IAS 第 37 号「引当金、偶発債務及び偶発資産」又は IAS 第 18 号「収益」の取扱いに基づいて測定することとした経緯についても、本検討状況の整理には記載されておらず（第 70 項）、その理由の適否を判断することができない。
3. このため、IFRS 第 9 号の取扱いを検討の出発点とすることは適当と考えるが、この取扱いが我が国の実務にどのように適用されるのかという点や、IFRS 第 9 号の取扱いの経緯について、より詳細な検討が必要と考えられる。また、IASB が検討している IAS 第 37 号の改訂プロジェクトでは、負債の測定目的を「企業が期末日に現在債務から解放されるために合理的に支払うであろう金額を測定すること」とする方向で検討されている。この考え方によれば、IAS 第 37 号によって計算される負債の金額も、公正価値と同じような金額になる可能性があると思われる。

（適用指針（案）の構成について）

1. 本検討状況の整理の適用指針（案）は IFRS 第 9 号の適用指針を基礎として検討されているとのことであるが、読み手により分かり易い構成とする等の改善は検討すべきである。例えば、本検討状況の整理 A17 項の内容は、「負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額の取扱い」ではなく、公正価値測定を選択する際の要件（要件①：会計上のミスマッチが取り除かれるか大幅に削減される）についての内容であると考えられるため、A2 項と合わせて記載する方が、構成としては適当と考えられる。

以 上